

# 令和2年度「子育て応援カードキャンペーン」事業実施業務の委託に係る 企画提案競技実施要領

## 1 事業の目的

子育て応援カードの利用促進を目的としたキャンペーンを実施することで、子育て家庭へのサービスを提供する協賛店（以下「協賛店」という。）の設置拡大やサービスの充実等を図るほか、子育て家庭への支援及び社会全体で子育てを応援する気運醸成を目的とする。

## 2 委託業務の内容

子育て応援カードの利用促進のためのキャンペーンを実施するとともに、これに合わせて協賛店の募集を行う。

※ 詳細は、別紙「令和2年度「子育て応援カードキャンペーン」事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 予算上限額

800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

## 5 参加資格

- (1) 令和2年4月1日現在、宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。
- (4) この公告の日から契約締結までの間において、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 未来みやざき子育て県民運動の趣旨を十分に理解し、その推進に協力できること。

## 6 仕様書等の配布について

- (1) 場 所 福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当
- (2) 期 間 令和2年11月4日（水）～11月25日（水）（閉庁日を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配付資料
  - ①契約書（案）
  - ②仕様書
  - ③実施要領

## 7 スケジュール

(1)実施公告	令和2年11月 4日(水)
(2)質問書受付期限	令和2年11月18日(水)
(3)参加申込・企画書等提出期限	令和2年11月25日(水)
(4)業者決定・審査結果通知	令和2年11月27日(金)

## 8 企画提案協議について

### (1)企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票(別紙1)を令和2年11月18日(水)午後5時までに本要領「9 問合せ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。

### (2)「企画書」及び「申出書(別紙2)」の提出

① 提案は、1者1案とする。

② 企画書について、次の内容を記載し、A4版1冊にまとめること。(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可)

(記載事項)

#### ア 企画・提案の内容

- ・ 仕様書にあるすべての業務について企画・提案の内容が具体的に分かるように記載すること。
- ・ キャンペーン応募者の目標数及び目標数達成に向けての取組(応募方法、キャンペーン期間、広報の方法等)については必ず記載すること。

#### イ 全体スケジュール

#### ウ 業務実施にあたるスタッフ体制

#### エ 業務実施にあたっての優位性及び特色

- ・ 業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)や特色などがあれば記載

#### オ 法人の概要

- ・ 法人の業務内容、業務実績

### ③ 見積書

- ・ 企画に応じた予算の見積書を提出すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 内訳を記載すること。

④ 提出場所 福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当

⑤ 提出期限 令和2年11月25日(水)午後5時15分まで(必着)

⑥ 提出方法 持参又は郵送

⑦ 提出部数 企画書4部、見積書1部、申出書1部

### (3) 委託業者選定方法

企画書等の企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な業者1者を選定する。審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

(4) 契約の締結等

- ① 上記(3)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画書の内容は、協議の上で変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- ② 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ③ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- ④ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(5) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③ 同一者が二件以上の提案をしたとき
- ④ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- ⑥ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(6) その他

- ① 提出された企画書等は返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ④ 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- ⑤ 選定結果の異議申し立ては認めない。

## 9 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当

電話：0985-26-7056

FAX：0985-26-3416

電子メール：kodomoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

## 【参考】子育て応援カード事業について

### 1 目的

子どもと子育てを県民全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」の一環として、子育てに対する喜びと楽しさを感じられる社会を目指して、子育てを応援するサービスを提供する県内の店舗等を子育て応援カード協賛店として募集、登録を行い、子育て家庭の支援につなげる。

### 2 概要

- (1) 協賛店の募集対象  
店舗、施設等
- (2) サービスの対象者  
高校生以下（年齢は店舗にて設定）の子ども又は妊娠中の方のいる家庭
- (3) サービス内容  
協賛店が割引や心遣い等のサービスの提供を行う。

#### 【具体例】

- ・「ソフトドリンク1杯サービス」（ふぁみり庵はいから亭）
  - ・「10%OFF」（宮崎観光ホテル内飲食店）
  - ・「おむつ替え、授乳スペースの提供、ミルクのお湯提供」（コープみやざき）
- (4) サービスの提供方法  
子育て家庭が、子育て応援カード協賛店の受付等で「子育て応援カード」を提示し、子育てを支援するサービスを受ける。
  - (5) 協賛店の登録の状況  
1,433店（令和2年3月末現在）  
協賛店にはステッカー等を配布しており、子育て応援カードホームページからも一覧を確認できる。

### 3 子育て応援カードについて

- (1) 交付開始時期  
平成25年4月1日（市町村担当窓口にて交付）
- (2) デジタル化  
平成30年11月（スマホ等の提示により利用可能）

### 4 参考

- (1) 宮崎県の子育て世帯総数  
99,900世帯（平成27年国勢調査抽出速報集計より）
- (2) 応援カード全国展開  
平成28年4月1日より段階的に、全国の子育て応援カードの相互利用ができることとなった。